



院内感染防止のための取り組みについて



「医療関連感染」とは、医療を行うすべての場所での感染という意味で「院内感染」という呼び名から変化しました。院内感染対策は病院内に関わるすべての人を守る医療安全対策とも深く関連し、安全な医療を提供するために必要な事です。

入院によって新たな感染症に罹患することは、本来必要な治療以外の治療が必要になってしまい、大変な不利益をもたらします。また、職員が業務中に感染症に罹患することも医療関連感染に含まれます。

そのため当院では、すべての人を感染から守るため、対策方針を決定する**院内感染対策委員会**を設置し、さらにその実働組織として**感染防止対策チーム（ICT）**を設置して活動しております。抗菌薬適正使用の推進の観点では、**抗菌薬適正使用支援チーム（AST）**を設置し、適切な感染症診療にむけた管理を行っています。

具体的な取り組み

1. 院内感染対策指針は「病院感染対策マニュアル」とともに各部署に配布し、職員に周知
2. 医療関連感染の防止（標準予防策の遵守徹底を図るとともに、感染のリスクを低減させるための対策の検討と実践）
3. 抗菌薬の適正使用
4. 院内での微生物分離菌とその抗菌薬感受性の把握
5. サーベイランスの実施により医療関連感染の発生状況を監視し、発生が疑われた場合の迅速な対応
6. 職員に対する感染管理教育と啓発
7. 職員の健康管理
8. 地域の医療機関と連携して感染防止対策の推進を図る

